

## 短期訪問外国人研究者及び理工系学生等の 交流見学支援用のシステム開発

(公社) 科学技術国際交流センター 国際交流企画アドバイザー 干場 静夫

本調査は、新技術振興渡辺記念会の助成を受けた「短期訪問外国人研究者及び理工系学生等の交流見学支援用のシステム開発」を目的とするものであるが、次のように分割して調査を行った。(1) まず開発の前提として、外国人研究者及び理工系学生等の交流見学のための施設を確定するため、科学館及び(後述する)イノベーション館の現状と今後の在り方を調査し、(2) こうした理論的根拠を踏まえた適切な科学館・イノベーション館に関する情報提供システムを開発することとして調査を進めることとした。

特に(1)の科学館等の現状についてはすでにJISTECにおいては平成27年度に科学館に関し調査を行っているが、科学館は周知のように施設・設備の老朽化、運営資金の減少などの経営問題を含めて多くの課題を抱えていることから深掘りした調査が必要であるとともに、科学技術基本計画で新たに提言された共創的イノベーションを実施するためには科学館だけでは十分ではなく、科学館の定義(これは博物館法に基づくものである)では把握しきれなかった科学館類似機能を持つ施設(第1章以下では「イノベーション館」という)の機能を把握し、適切な対象施設の範囲を確定する必要がある。

こうした調査を踏まえて、(2)外国人研究者及び理工系学生等の交流見学支援用のシステム開発を進めることが望まれる。

そこで、まず、(1)に関しては、科学館・イノベーション館の調査を第1章～第3章で実施し、(2)に関しては第4章でこれらをまとめたシステム開発について述べた。

第1章では博物館の博物館法や社会教育調査の位置づけを検討し、博物館と類似したイノベーション館を提案した。

すなわち、博物館の形態別分類(登録館・博物館相当施設・博物館類似施設)、分野別分類を統計で確認した。特に博物館の形態別分類は複雑な立法過程で発生したものであり、その経緯をたどった。一方、分野別分類は特に法的根拠はない(削除された)ものの、ある程度実態に沿ったものであり、特にその中の「科学博物館」分類は科学館とほぼ合致している。これを参考に、博物館調査の中で、科学館の輪郭を伺うことができた。

このような経緯をたどっていることもあり、博物館体系については、すでに平成20年頃から、博物館法の適用(つまり登録・指定)施設が全博物館の中でも一部しか適用対象となっていないこと、博物館法の適用が博物館のメリットになっていないことなどから、博物館体系の見直しの指摘が学識者や国会でも行われている。

このようなことから、JISTECでは平成27年度に科学館調査を行い、科学館の現状と問題がかなり明らかとなったが、上述のように、博物館は、登録ないし指定を受けた登録館・博物館相当施設をふくめた狭義の「博物館」と、博物館法の適用を受けないが社会教育調査の対象となる「博物館類似施設」に分けられたが、「博物館」でも「博物館類似施設」でも根本的問題の解決の手掛かりは容易に得られなかった。

今般、博物館体系の見直しのなかで、博物館以外の類似施設を調査することが一つの手がかりとなると考えたものである。特に科学館(科学博物館)においてその必要が強いと考えられたのである。

注意しておくことは、博物館(科学博物館)に含まれない圧倒的多数の館(科学博物館

類似施設の他に、さらに科学館類似機能を有する施設があると考えられたのである。

<社会教育調査による館数>

科学博物館（登録館＋相当館）	109（23％）
科学博物館類似施設	363（77％）
いわゆる広義の科学博物館合計	472

<J I S T E C調査による館数>

科学館	413
科学館類似機能を持つ館（イノベーション館）	493 [国際に限る]

※「いわゆる広義の科学博物館合計」とJ I S T E C調査の「科学館」は本来合致すべきものと考え、それぞれの集計の仕方、時点の違いによって齟齬が生じたものとする。「科学技術・産業観光・国際交流施設データベース」から回答を得た 122 館のうち、「科学館／博物館」と回答した 34 館の一部がこれに該当すると思われる。

博物館体系の見直しは国会の指摘を受けたことから今後何らかの形で行われるものと考えられるが、科学博物館類似施設の外側に、さらに科学館類似機能を持つ館（イノベーション館）があることを念頭に入れることは科学館にとって必要であるとする。社会教育の観点からの見直しはもちろん重要であるが、科学技術イノベーション政策の観点からの見直しの要素を加えることが、博物館の中の科学館（科学博物館）としては特に重要とするのである。

[博物館法に基づく科学博物館[472]とイノベーション館]

科学博物館の登録館[71]	イノベーション館[493]
科学博物館の相当施設[38]	
科学博物館の類似施設[363]	

※科学博物館数については社会教育調査（平成 23 年度）、イノベーション館数については JISTEC「科学技術・産業観光・国際交流施設データベース」より。

第 2 章では、前回調査で行った項目について、更に深掘り調査を行った。科学館の分野別分類、科学館の機能、外部機関との連携、指定管理者制度の細目、資金の分類、人材の資質向上、運営検討、科学技術基本計画との関係、（第 3 章でもつぱら論じたが、情報、外国人入館者）については、前回調査では得られなかった詳細な回答があげられた。

第 3 章では、前回追加調査項目を中心に、科学館とイノベーション館を比較することに

よって、イノベーション館の特色や効果を浮かびあがらせることができた。

イノベーション館とは「科学技術に関するあらゆる活動の中で、イノベーションを共創するため、資料の収集・保管・その他情報の提供を行う施設すべてを言うもの」と考えた。

従って、科学館（科学博物館）と異なり、

- ①目的は社会教育のために限定されず企業がもっぱら商品情報を提供するものも含む、
- ②入館対象者を一般公衆に限らず情報提供者が制限される場合（研究者・学生等）も含む、
- ③設備、人材体制、入館規則等の有無を問わずすべての施設を含むものとした。多くは、民間企業が設置しているものが多いが、大学・研究開発機関が自らの成果を展示するための施設も含む。このため、必ずしも教育委員会や教育行政との連携・協力を前提としていない。

イノベーション館は本調査で初めて登場した概念と考えるが、科学館に類似しているものの次のような特色が今回調査で明らかとなった。

- ①民間が多い（特に社団・財団ではなく企業）。
- ②広範な産業分野に属している。一方で科学館意識・博物館意識が欠如している。
- ③学芸員は少ない。
- ④運営は非オープンな体制のものが多い。
- ⑤研修の機会は少なく、研修の必要性の意識は高くない。
- ⑥主機能はものづくりである。
- ⑦博物館との連携は少ない。
- ⑧情報関係は活発ではない。
- ⑨入館料収入が比較的大きく、公的部門からの収入は比較的小さい。企業負担も大きい。
- ⑩基本計画・共創には無関心層が多い。
- ⑪外国人の受け入れには比較的関心が高い。
- ⑫外国人受け入れ割合は高く、受け入れ人数も多い。

第4章では、第1章～第3章の調査結果を踏まえ、本調査の最終目標である科学館・イノベーション館に関する情報提供システムの開発の状況を報告した。

「科学技術・産業観光・国際交流施設データベース」は、アンケート調査開始直前の平成29年9月現在、掲載許諾を得た全国534施設であったが、今回調査後新たに60施設が参加し、現在の掲載施設は587となった。また英語情報を掲載した特設サイト「推奨館」を作成したところ86館から申し出があった。これは今後の外国人入館者の拡大のために有意義な対策となったと考えている。